

宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 宮崎県と宮崎労働局は、「宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定」第2条に基づき「宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 構成員は別表1のとおりとする。

2 運営協議会の会長は、宮崎県商工観光労働部次長とする。

3 運営協議会は必要に応じて、別表1以外の出席を求めることができる。

(運営)

第3条 運営協議会は、必要の都度開催するものとする。

2 宮崎県及び宮崎労働局は、情報共有、連絡調整等を行うため、「労働関係連絡会議」を原則毎月開催する。

(協議事項)

第4条 運営協議会においては、次の事項について協議を行う。

- (1) 宮崎県と宮崎労働局が連携して実施する事業の内容、実施方法および数値目標を定めた実施計画
- (2) 前号で定めた実施計画に係る進捗管理及び実績評価
- (3) その他雇用・労働施策に関する必要な事項

(事務局)

第5条 運営協議会の事務局は、宮崎労働局職業安定部職業安定課及び宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

平成28年4月1日一部改正

令和4年3月18日一部改正

令和5年3月23日一部改正